

選挙運動費用の選挙公営（公費負担）制度について

選挙公営（公費負担）制度とは

選挙公営制度とは、経済力の有無にかかわらず、最低限の選挙運動の機会を補償し、選挙の公平性を確保するため、選挙運動費用の一部を公費負担するものです。

「安芸市議会議員選挙及び安芸市長選挙」に関しては、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラ作成」及び「選挙運動用ポスター作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、安芸市が各契約業者等に直接その費用をお支払するものです（所定の手続きが必要です）。

対象となる候補者

この選挙公営制度においては、市が公費負担する候補者は「供託物没収点以上の得票を得た候補者」に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

◆市議会議員選挙における供託物没収点 有効投票数÷議員定数（14人）×1/10

◆市長選挙における供託物没収点 有効投票総数×1/10

公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、安芸市の条例等で限度額等の基準が定められています。（限度額は消費税を含みます）

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラ作成
- (3) 選挙運動用ポスター作成

公費負担の負担限度額

- (1) 選挙運動用自動車の使用

		上限単価 (A)	期間 (B)	限度額 (A) × (B)
一般運送契約（ハイヤー）方式		64,500 円/日	7 日	451,500 円
個別契約方式	自動車借入契約（レンタル）	16,100 円/日	7 日	112,700 円
	燃料の供給契約	7,700 円/日	7 日	53,900 円
	運転手の雇用契約	12,500 円/日	7 日	87,500 円

- ・契約は、「ハイヤー方式」か、「個別契約方式」かのいずれかの選択となります
- ・「ハイヤー方式」は、一般乗用旅客自動車運行業者と自動車借入、燃料供給、運転手の雇用を一括して契約する方式です
- ・（選挙運動）期間は、告示日から選挙期日の前日までです
- ・選挙が無投票となった場合は、告示日（届出日）のみが対象となります
- ・定額で交付するものではなく、限度額の範囲内で実際にかかった費用を交付します
- ・「自動車借入」には、看板、サイン、スピーカー、アンプなどは含みません
- ・「自動車借入」、「運転手の雇用」は、候補者と生計を一にする親族との契約は対象外です

(2) 選挙運動用ビラ作成

選挙区分	上限枚数 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A) × (B)
市長選挙	16,000 枚	8 円 38 銭/枚	134,080 円
市議会議員選挙	4,000 枚	8 円 38 銭/枚	33,520 円

- ・選挙が無投票となった場合も、枚数・単価それぞれの限度の範囲内の作成費が対象となります
- ・市選挙管理委員会が交付する「ビラ証紙」を貼らなければなりません
- ・ビラの頒布の方法は、新聞折込、候補者の事務所内・個人演説会の会場内・街頭演説の場所での頒布に制限されています。(公職選挙法 142⑥、令 109 の 6)

(3) 選挙運動用ポスター作成

(R8.2月の衆議院議員選挙の掲示場数(168)を参考に計算すると)

上限枚数 (A)	上限単価 (B)	限度額 (A) × (B)
ポスター掲示場の数 例) 168 ヲ所 × 1.2 201 枚 (切捨て)	$472 \text{ 円} \times 168 \text{ ヲ所} + 50,000 \text{ 円} = 129,296 \text{ 円}$ $129,296 \text{ 円} \div 168 \text{ ヲ所} = \mathbf{770 \text{ 円}}$ (切上げ)	154,770 円

- ・選挙が無投票となった場合も、枚数・単価それぞれの限度の範囲内の作成費が対象となります